

告 示

埼玉県教委告示第九号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があったので、公示する。

令和二年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 廃止する技能教育のための施設の名称

イ 学校法人国際学園星槎川ロキヤンパス（埼玉県川口市栄町三丁目十九番地）

ロ 第一学院高等学校埼玉キャンパス（埼玉県さいたま市大宮区下町一丁目四十

二番地二NQビル）

二 廃止年月日

令和二年三月三十一日